

産業廃棄物収集運搬業許可証

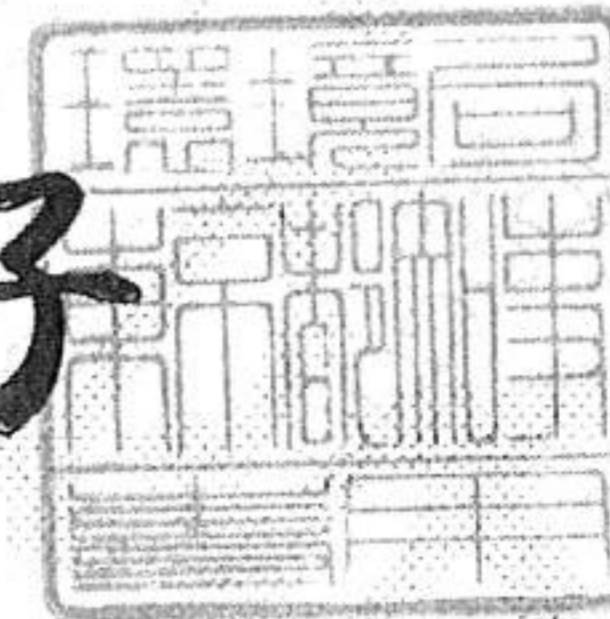
住所 東京都大田区京浜島二丁目6番10号

氏名 株式会社大龍金属
代表取締役 大野 三智雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5年 6月25日

許可の有効年月日 令和10年 6月24日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、
がれき類

(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上15種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類

(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり)

(以上11種類)

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

施設所在地：東京都大田区京浜島二丁目6番10号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

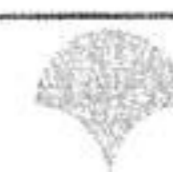
平成 5年 6月25日 新規許可

令和 5年 6月25日 更新許可 第6回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

許可番号

第13-10-003067号

2. 積替え保管施設

施設所在地：東京都大田区京浜島二丁目6番10号

積替え保管面積：1,002㎡ 最大保管高さ：0.978m

産業廃棄物の種類	保管量	
燃え殻	ドラム缶2本	0.4 m ³
汚泥	ドラム缶2本	0.4 m ³
廃油	ドラム缶9本	1.8 m ³
廃酸	ドラム缶6本	1.2 m ³
廃アルカリ	ドラム缶2本	0.4 m ³
動植物性残さ	ドラム缶3本	0.6 m ³
鋳造くず	1.4m ³ 鉄箱1個	1.4 m ³
がれき類	1.4m ³ 鉄箱4個	5.6 m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池に限る。）	ペール缶10個	0.247 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	0.1143m ³ プラケース10個 0.09245m ³ プラケース2個	1.38 m ³
	保管量合計	13.367 m ³

(以下空白)



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙でリサイクルできます。